

37. 水道水質基準と検査頻度

番号	項目名	基準値	検査頻度	検査頻度減の可否	省略の可否	省略の際の検討事項
1	一般細菌	100以下	1回/月	不可		
2	大腸菌	検出されないこと。				
37	塩化物イオン	200mg/l以下				
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下				
46	pH値	5.8以上8.6以下				
47	味	異常でないこと。				
48	臭気	異常でないこと。				
49	色度	5度以下				
50	濁度	2度以下				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下				
20	塩素酸	0.6mg/l以下				
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下				
22	クロロホルム	0.06mg/l以下				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下				
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下				
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下				
29	プロモホルム	0.09mg/l以下				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4回/年	*に同じ	不可	原水が海水の場合は省略できない。 オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下				
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下				
25	臭素酸	0.01mg/l以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下				
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	4回/年	* 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における検査結果がすべて基準値の1/5以下の場合:1回/年 基準値の1/10以下の場合:1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかかな場合は省略することができる。	施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下				
39	蒸発残留物	500mg/l以下				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下				
44	フェノール類	0.005mg/l以下				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下				
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下				
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下				
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	4回/年			地下水を水源とする場合は、近隣の地下水の状況も勘案する。
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下				
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下				
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下				
42	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下				

注1: 省略した項目については、3年に1回程度は、確認のため検査を実施すること。(厚生労働省通知)

注2: 原水の検査についても全項目検査(消毒副生成物:11項目、味を除く。)を年1回は実施すること。(厚生労働省通知)

注3: 水質管理目標設定項目等についても必要に応じ実施すること。(厚生労働省通知)